

北海道東神楽町基本計画

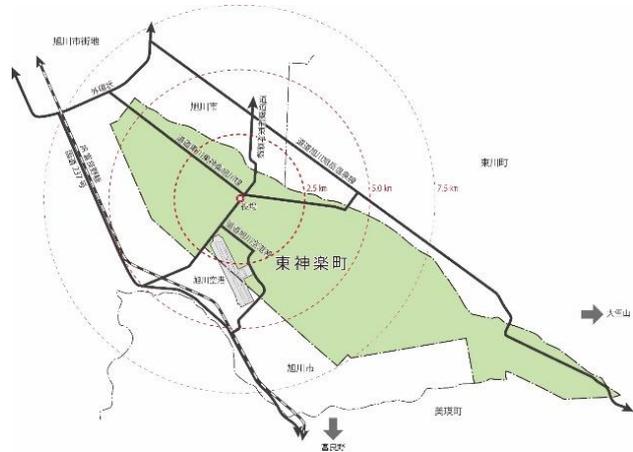
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和3年5月1日現在における北海道上川郡東神楽町の行政区域とする。面積は概ね68.50haである。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に指定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他環境保全上重要な地域は、本促進区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

東神楽町は、北海道のほぼ中央部の上川盆地内に位置している。町の北西部は北海道第2の都市である旭川市、北東部は東川町、南部は美瑛町と接している。

地勢をみると、石狩川水系の忠別川が東西に流れ、町の東部には山地、西部には上川盆地を構成する肥沃な平野と緩やかな丘陵地帯が広がり、東西に21.7km、南北に6.2km広がっている。

また、本町は、町域の中央に位置する東神楽地区市街地、北西に位置するひじり野地区市街地の2つの市街地で形成される。

気候は、寒暖の差が大きい内陸性気候であり、年間降水量は比較的少ない。年平均気温は6.7℃（夏季平均とする7・8月20.4℃）、冬期間は北海道特有の積雪寒冷地であり、最低気温は氷点下25℃近くまで冷え込む。

今後30年間に震度6弱以上の大地震が発生する確率は0.7%になっており、地震のリスクが小さい地域であるとともに、内陸部でもあるため津波、塩害の心配もなく、自然災害リスクが小さい地域であるといえる。

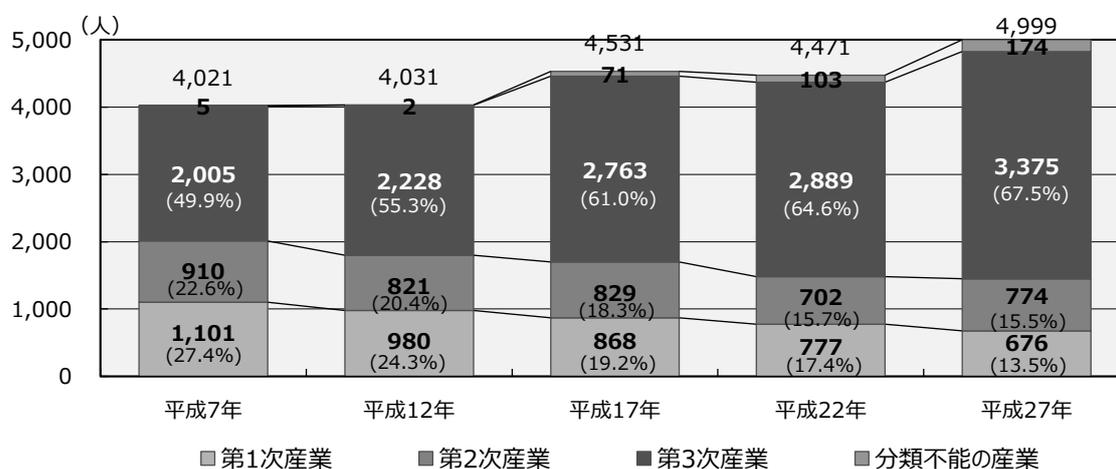
③産業構造

東神楽町の基幹産業は農業で、大雪山連峰の麓に位置することから、大雪山から流れ入る清らかな水と上川盆地の肥沃な土壌など豊かな自然環境により、高品質で良食味の水稲をはじめ、施設園芸作物や露地野菜、畑作、酪農、畜産と多岐にわたる農業が営まれている。

就業人口は平成27年で4,999人、生産年齢人口に占める割合は83.2%となっており、人口同様に就業人口も増加傾向で、20年間で24.3%増加している。

産業別人口は、第1次産業が減少する一方で第3次産業が増加しており、比率をみると、20年前（平成7年）は第1次産業が27.4%、第2次産業が22.6%、第3次産業が49.9%だったが、平成27年では第1次産業が13.5%、第2次産業が15.5%、第3次産業が67.5%となっている。

産業別就業人口の推移（資料:国勢調査）



町内には201の企業があり、企業数の割合でも第1次産業が8.46%、第2次産業が25.85%、第3次産業が65.69%と、第3次産業が大きく占めている。

産業分類で見ると、付加価値額（企業単位）が高いのは上位から順に、農林業（27.83%）、製造業（13.49%）、その他（10.97%）である。北海道や全国と比較して、突出して付加価値が高いのは農業で、当町の基幹産業が農業であることを表している。

東神楽町の企業当たりの労働生産性は3,135千円/人（2012年）である。これは北海道（3,303千円/人）や全国平均（4,574千円/人）を下回っていることから、中小企業を中心に、更なる労働生産性の向上を図る必要がある。

企業数・付加価値額（企業単位）大分類（出典：RESAS 2016 データ）

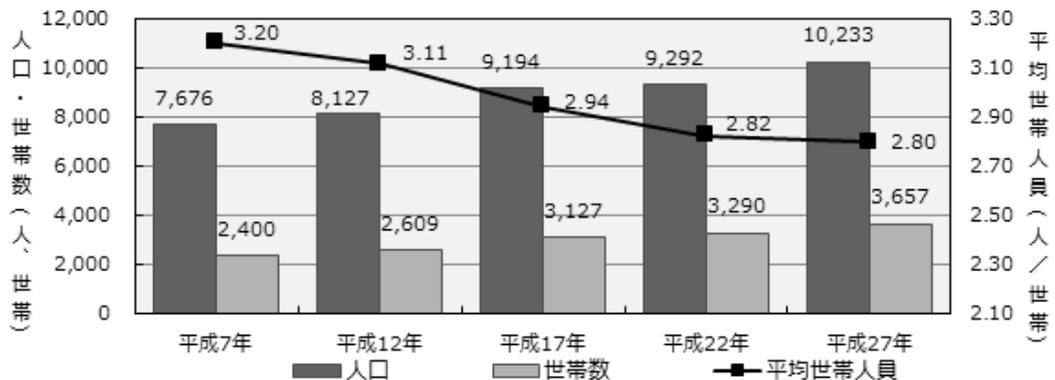
	企業数	割合	付加価値額 (百万円)	割合
農林漁業	17	8.46%	2,547	27.83%
建設業	33	16.42%	776	8.48%
製造業	19	9.45%	1,235	13.49%
情報通信業	1	0.50%	—	—
運輸業、郵便業	7	3.48%	565	6.17%
卸売業、小売業	29	14.43%	476	5.20%
金融保険業	2	1.00%	—	—
不動産業、物品賃貸業	8	3.98%	295	3.22%
学術研究、専門・技術サービス業	8	3.98%	148	1.62%
宿泊業、飲食サービス業	20	9.95%	45	0.49%
生活関連サービス業、娯楽業	20	9.95%	936	10.23%
教育、学習支援業	6	2.99%	173	1.89%
医療、福祉	15	7.46%	862	9.42%
複合サービス	2	1.00%	—	—
その他サービス業	14	6.97%	91	0.99%
その他	—	—	1,004	10.97%
計	201	100.00%	9,153	100.00%

④人口分布の状況

東神楽町の人口・世帯数は、平成27年国勢調査で10,233人、3,657世帯で、20年前（平成7年）に比べて人口は33.3%、世帯数は52.4%増加している。

一方で、平均世帯人員は一貫して減少しており、世帯の小規模化が進んでいる。

総人口・世帯数の推移（資料：国勢調査）



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

東神楽町の雇用者数の約33%、売上高の約41%、付加価値額の約38%は「卸売・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」及び「農業・林業」が占めており、農業は新たな観光産業を創出し得る産業構造となっている。令和元年度の観光入込客数は年間25万人を超えており、観光産業への参入を後押しして雇用を創出している。

また、観光施設更新の推進や地域資源を活用して付加価値を高めることで、観光客の増加を図り、観光産業及び関連する産業の付加価値創出額の増加を目指す。

また、旭川空港が立地するまちの特性を活かしながら既存観光資源の活用とグリーンツーリズムなど新たな観光を推進し、また土産の開発などを含め観光客の増加による外貨獲得により、地域産業に新たな付加価値と雇用者を生み出し経済の好循環へと繋げていく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	128 百万円	

(算定根拠)

- ・ 1件あたり45百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を2件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.421倍の波及効果を与え、促進区域で128百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・ 128百万円は、促進区域の全産業付加価値額8,227百万円（平成28年経済センサスー活動調査）の約1.6%であり、地域経済に対する影響は大きい。
- ・ また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値創出額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	45 百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,458万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（平成28年経済センサスー活動調査）を上回ることを。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で9%以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2名以上増加すること

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性】東神楽町の旭川空港等の観光資源や豊富な農産物等の農業資源

【活用戦略】観光

(2) 選定の理由

東神楽町には、道北の空の玄関口である旭川空港が立地し、東京、関西、名古屋と国内主要都市への定期便をはじめ、国際定期便、国際チャーター便が発着し、アクセスが容易なまちである。

現在、コロナ禍においては、国際線は運休しており、国内線についても減便している状況であり、利用者が約29万人（令和2年度）で約26%と落ち込んでいるが、コロナ以前は国内・国際便をあわせて年間約110万人（平成30年度）の利用者数を誇り、観光

入込客数は年間 25 万人となっている。(出典：旭川市「旭川空港乗降客利用状況」、東神楽町「観光入込客数調べ」)

令和 2 年 10 月に旭川空港が民営化され、今後、旭川空港を起点として周辺エリアの観光入込客の増加が期待されるほか、旭川空港近隣の富良野エリアの雪質に着目した観光投資が近年活発化していること等から、コロナ収束後は旭川空港の利用者の増加が見込まれる。

観光・レクリエーション施設としては「ひがしかぐら森林公園」があり、毎年、夏には家族連れを中心としたアウトドア客で賑わっているほか、平成12年にオープンした温泉宿泊施設「森のゆ花神楽」は来客数が延べ4,700万人を達成した。また、54ホールを有するパークゴルフ場や全天候型の屋内パークゴルフ場もあり、町の観光の拠点施設となっている。中でも、雄大な大雪山連峰の山並みを一望できる36ホールの「大雪山カントリークラブ」は、近隣市町村はもとより道外からもプレーヤーが訪れる人気のゴルフ場である。

町のグリーンツーリズムの動向については、都市計画上、市街化調整区域内の農泊・農家レストラン等の実施について規制があったが、平成 30 年度に農村滞在型余暇活動機能整備計画を制定し、合致する計画を認定し農業関連ビジネスの機会拡大を図っている。

また、第 8 次東神楽町総合計画では、「連携・交流」をテーマに、農業のまち、旭川空港が立地するまちの特性を踏まえて、ひがしかぐら森林公園や周辺の観光・レジャー施設、農家レストランなどの観光資源を活用する、土産品開発や農泊・体験観光などのグリーンツーリズム、「空の駅構想」を実現する取組など、農業と空港等を活かした観光産業の創出を推進していくこととしている。

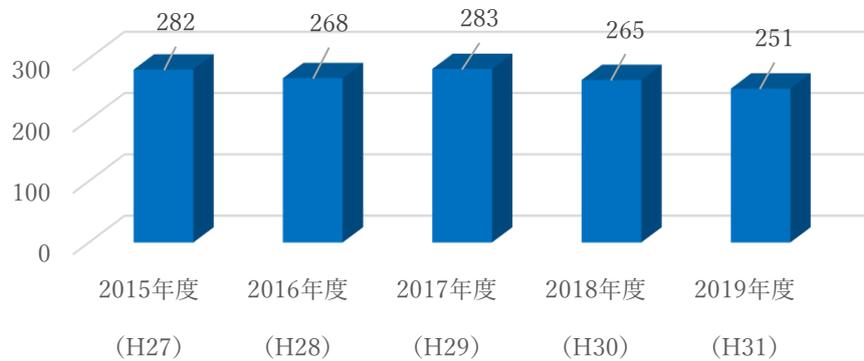


【森のゆ 花神楽】



【ひがしかぐら森林公園】

東神楽町観光客入込客数の推移（千人）



【出典：東神楽町「観光入込客数調べ」】

東神楽町では、これまで地域が一体となり東神楽町らしさを活かした観光事業が構築されていないため東神楽町農泊推進協議会協議会を設立し、協議会を中心とした東神楽流の観光モデルを構築している。この協議会では、フィールドワークやワークショップを行い、東神楽流観光事業のコンセプトの確立に向け検討し、コンセプトに基づいた宿泊・体験・食のプログラムの開発、地域資源や景観、立地特性などを最大限生かした農泊事業を推進している。

これらを継続的な事業にしていくため、従来の事業者が個別に集客やプロモーションを行っていく仕組みから、協議会を主体とした一元管理の基でのプロモーションやマーケティング、情報発信できる体制づくりを目指している。

以上を踏まえ、現在、コロナ禍において観光需要が縮小しているものの、コロナ収束後を見据え、ワーケーションや自然を活かしたアドベンチャートラベルなど、コロナ禍のニーズを踏まえた新たな観光コンテンツの造成を図る。

また、収束後は旭川空港の利用者の回復により、交流人口の拡大が見込まれるため、既存の観光資源が持つポテンシャルや本町の強みである農業等の地域資源を活かし「農業×観光」をテーマとした農泊等の取り組みにより地域経済の活性化と稼ぐ力の増加を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような本町の地域の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切

な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用も検討する等、積極的な対応で事業コストの低減や本町にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税、不動産取得税の減免措置の創設

東神楽町では、一定の要件のもと事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税の減免に関して条例を制定している。

また、北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件のもと不動産所得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について課税の免除を行っている。

②北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域経済牽引事業を行う事業者に対し、効率的かつ効果的な事業推進に必要となる公共データの活用を進めていく。

町内の観光入込客数などの公共データを事業者と共有することで、新商品の開発を促進する。その他、町内における年齢別の人口データなども共有し、マーケティングへの活用や町民の雇用促進を図る。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課と東神楽町産業振興課において、事業者の提案に対応する窓口を設置する。なお、事業環境整備の提案を受けた場合については、両者が連携して対応する。

(5) 実施スケジュール

取組事項	令和3年度	令和4年度～ 令和7年度	令和8年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税、不動産取得税の減免措置	北海道：運用中 東神楽町：運用中	運用	運用
②北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用中	運用	運用

【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
公共データの活用	データ収集・精査が 出来次第開始 予定	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談体制の整備	基本計画の同意に 合わせた相談窓口 の設置	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあつては、東神楽町は以下の機関と連携して支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①一般財団法人 旭川産業創造プラザ</p> <p>経済産業省が認定する経営革新等支援機関であり、本地域のみならず、道北の製造業やサービス業などの中小企業の企業活動全般を技術・販売・経営の各方面からサポートしており、国や北海道の各機関とのパイプ役を担い各種施策を活用するとともに、独自の補助制度を有している。また、旭川市をはじめとする1市3町で認定を受けている道北地域創業支援計画を策定し、旭川BizCafeや道北ビジネスプランコンテストを開催し創業支援にも力を入れている。各支援機関や地域企業に関する豊富な情報と知識を有しており、異業種間連携のコーディネート機能も役割の一つとしており、本地域の中小企業や創業者に対する支援全般を担うことが期待されている。</p> <p>②一般社団法人 大雪カムイミンタラDMO</p> <p>旭川市を始めとする1市7町で構成され、本地域における各種の観光資源を活かした観光の産業の発展を担うことが期待される機関である。本地域には、豊富な農産物を活かした食資源や大自然を満喫できる温泉など自然を活かした観光資源があるため、これらを活用し新たな旅行商品の開発や人材の育成、プロモーション活動を通じて観光面での発展を担うことが期待されている。</p> <p>③東神楽町商工会</p> <p>行政との連携による地域経済の活性化に関する事業に参画し、町内での消費活性化に寄与している。経営相談、融資の斡旋や講習会の企画等により、町内企業への経営面の支援が期待されている。</p>

④金融機関（㈱北洋銀行・㈱北海道銀行・旭川信用金庫・北央信用組合）

企業の新事業展開、販路拡大等のための資金需要に対して、積極的に支援を行うほか、経営課題に対する相談に対応し、地域企業の事業活動が円滑に進むよう支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

地域経済牽引事業の活動や新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えず、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けて十分に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や再生可能エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

（2）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、事業所付近、特に頻繁に車両が出入する箇所や交差点等については、ミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。

（3）その他

P D C A体制については、東神楽町産業振興課を中心に関係課長による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて、毎年度検討・整理する。当会議には必要に応じ、支援機関等からの助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和8年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。